平成２１年（フ）第２７５号
名古屋市中川区吉津３丁目1603番地　松下北荘１棟606号
債務者　横田　秀郎
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８５５号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地３　329号棟103号室
債務者　増子　　智
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２１８号
名古屋市昭和区前山町１丁目19番地　つばめ自動車前山アパートＡ棟210号
債務者　森　浩四郎
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７７号
北海道滝川市江部乙町東12丁目２番40号
債務者　後藤　　歩
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第７８号
北海道滝川市黄金町西４丁目２番25号　サワイハイツ102号室
債務者　白川めぐみ
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第４６号
北海道網走郡津別町字本町90番地
債務者　佐伯　幸枝
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第４７号
北海道北見市とん田東町484番地８
債務者　庄司美重子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第２４６号
埼玉県草加市松原３丁目Ｃ57番304号
債務者　富永一二美
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２４７号
埼玉県越谷市宮本町５丁目199番地46
債務者　古澤　英夫
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２４８号
埼玉県越谷市宮本町５丁目199番地46
債務者　古澤由美子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４６６号
千葉県市原市金剛地1146番地１　石原静代方、住民票上の住所千葉県市原市高田470番地の１
債務者　木村　　稔
1　決定年月日時　平成21年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４７２号
千葉県浦安市入船４丁目７番13号　ヴィラクリムト106
債務者　平松　　亮
1　決定年月日時　平成21年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４９０号
千葉市若葉区大宮町1075番地の２
債務者　森川　　博
1　決定年月日時　平成21年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５１６号
千葉県船橋市大穴町636番地６
債務者　吉川　定彦
1　決定年月日時　平成21年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５２５号
千葉県船橋市高根台６丁目12番２号
債務者　鈴木　謹介
1　決定年月日時　平成21年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５２６号
千葉県船橋市高根台６丁目12番２号
債務者　鈴木　洋子
1　決定年月日時　平成21年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５３６号
千葉県市川市稲越町66番地５
債務者　高松　明房
1　決定年月日時　平成21年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１８号
千葉県香取郡東庄町粟野1005番地
債務者　鈴木　正則
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで　千葉地方裁判所佐原支部